監査基準	(抄)	新旧対照表
	(4//	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

利印为思衣
改訂案
第一 監査の目的 (略)
第二 一般基準
$1 \sim 7$ (略)
8 監査人は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、
又は窃用してはならない。
第三 実施基準 (略)
第四 報告基準
一基本原則(略)
二 監査報告書の記載区分 (略)
三の無限定適正意見の記載事項の(略)
四 意見に関する除外
1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用
方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、そ
の影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重
要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当た
るとするほどではないと判断したときには、除外事項を付し
た限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、

意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項<u>及び</u>財務諸表に 与えている影響を記載しなければならない。

2 (略)

五 監査範囲の制約

1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、 無限定適正意見を表明することができない場合において、そ の影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどでは ないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見 を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区 分に、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事 項を記載しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

六 継続企業の前提 (略)

七 監査上の主要な検討事項 (略)

八追記情報(略)

九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報 (略)

意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項<u></u>財務諸表に与えている影響<u>及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付</u>適正意見とした理由を記載しなければならない。

2 (略)

五 監査範囲の制約

1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、 無限定適正意見を表明することができない場合において、そ の影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどでは ないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見 を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区 分に、実施できなかった監査手続、当該事実が影響する事項 及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とし た理由を記載しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

六 継続企業の前提 (略)

七 監査上の主要な検討事項 (略)

八 追記情報 (略)

九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報 (略)